

# 旧交野市立第1認定こども園解体工事

図面番号	図面名称 (建築工事)	図面番号	図面名称 (電気設備工事)	図面番号	図面名称 (機械設備工事)
A - 01	図面リスト	E - 01	構内電線路・テレビアンテナ撤去図	M - 01	空調換気設備撤去機器表、系統図
- 02	解体特記仕様書(1)	- 02	受変電盤撤去図	- 02	空調換気設備1階撤去平面図
- 03	解体特記仕様書(2)	- 03	盤・照明器具・自火報設備撤去リスト	- 03	空調換気設備2階撤去平面図
- 04	配置図・付近見取図	- 04	電灯・動力設備1階撤去平面図	- 04	空調換気設備屋上階撤去平面図
- 05	仕上表	- 05	電灯・動力設備2階撤去平面図	- 05	空調換気設備1階機械室撤去詳細図
- 06	残置物リスト	- 06	弱電設備1階撤去平面図	- 06	自動制御設備1階撤去平面図
- 07	1階平面図	- 07	弱電設備2階撤去平面図	- 07	自動制御設備2階撤去平面図
- 08	2階平面図	- 08	自動火災報知設備1階撤去平面図	- 08	給排水衛生設備撤去機器器具表、系統図
- 09	屋根伏図	- 09	自動火災報知設備2階撤去平面図	- 09	給排水衛生設備撤去外構図
- 10	立面図・断面図			- 10	給排水衛生設備撤去樹リスト、詳細図
- 11	平面詳細図(1)			- 11	給排水衛生設備1階撤去平面図
- 12	平面詳細図(2)			- 12	給排水衛生設備1階撤去詳細図
- 13	平面詳細図(3)			- 13	給排水衛生設備2階撤去平面図
- 14	矩計図(1)			- 14	給排水衛生設備2階撤去詳細図
- 15	矩計図(2)			- 15	給排水衛生設備1階機械室、厨房撤去詳細図
- 16	建具表(1)			- 16	給排水衛生設備1階厨房設備撤去機器図
- 17	建具表(2)				
- 18	外構図(現況)				
- 19	外構図(解体後)				
- 20	外構詳細図(1)				
- 21	外構詳細図(2)				
- 22	外構詳細図(3)				
- 23	仮設計画図				
S - 01	基礎伏図・1階伏図				
- 02	2階伏図・階段配筋図				
- 03	柱・梁リスト				

記 事						年月日	工事名称 旧交野市立第1認定こども園解体工事	図面番号 A-01
						縮尺 -	図面名 図面リスト	1/51

旧交野市立第1認定こども園解体工事			
<b>建物概要</b>			
工事場所	交野市私市1丁目29-1		
敷地面積	2081.08㎡		
用途	保育所 幼稚園		
構造・階数	鉄筋コンクリート造 2階建		
建築面積	約907㎡	延べ面積	1,337㎡
区域区分	—	用途地域	—
防火地域	—		
その他の区域			

施工条件	
項目	適用・条件等
1 工期	契約日の翌日から令和5年3月10日まで ○指定あり（原則 午前8時30分から午後5時までとする。） ・指定なし（ありの場合の条件） ・騒音、振動規制法による作業禁止日、時間帯（特定建設作業に限る。） ・夜間作業 ※行わない ※土曜日、日曜日、祝日は原則休止とする。
2 駐車場その他	工所用車両の駐車場所 ・場内（任意） ○図示 ・資機材の置場所 ・場内（任意） ○図示 ・
3 着手前対応	※工事に先立ち、周辺住民に対して工事説明を行なう。 ※建築物除却届 ※必要（施工者作成とする。） ※アスベスト（石綿）工事の計画書 ※必要（施工者作成とする。） ※その他必要な届出
4 その他施工条件	※本施設の内では、車両通行に制限があるため、場内の規則にしたがって通行すること。通行にあたり、施設管理者と協議が必要。 ※高圧引き込み線の撤去は、有資格者（高圧電気取扱作業者）で適切に行うこと。

#### 特記仕様

- 項目は、番号に ○印の付いたものを適用する。
- 特記事項は、○印の付いたものを適用する。  
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。  
○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。
- 特記事項に記載の（ . . . ）内の表示番号は、解体共仕の当該項目、当該図または当該表を示す。  
特記事項に記載の（標仕 . . . ）内の表示番号は、標仕の当該項目、当該図または当該表を示す。
- 本工事は、下記の図書を適用するが、内容に不一致がある場合の優先順位は下記のとおりとする。
  - 質疑応答書（追記事項を含む）（2）設計書（3）特記仕様書（4）補足標準仕様書
  - 材料・工法等指定一覧表（6）図面
  - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・公共建築改修工事標準仕様書・平成31年版〔平成31年3月改定〕（以下、「改修標準仕様書」という。）
  - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・公共建築工事標準仕様書・平成31年版〔平成31年3月改定〕

#### 共通仕様

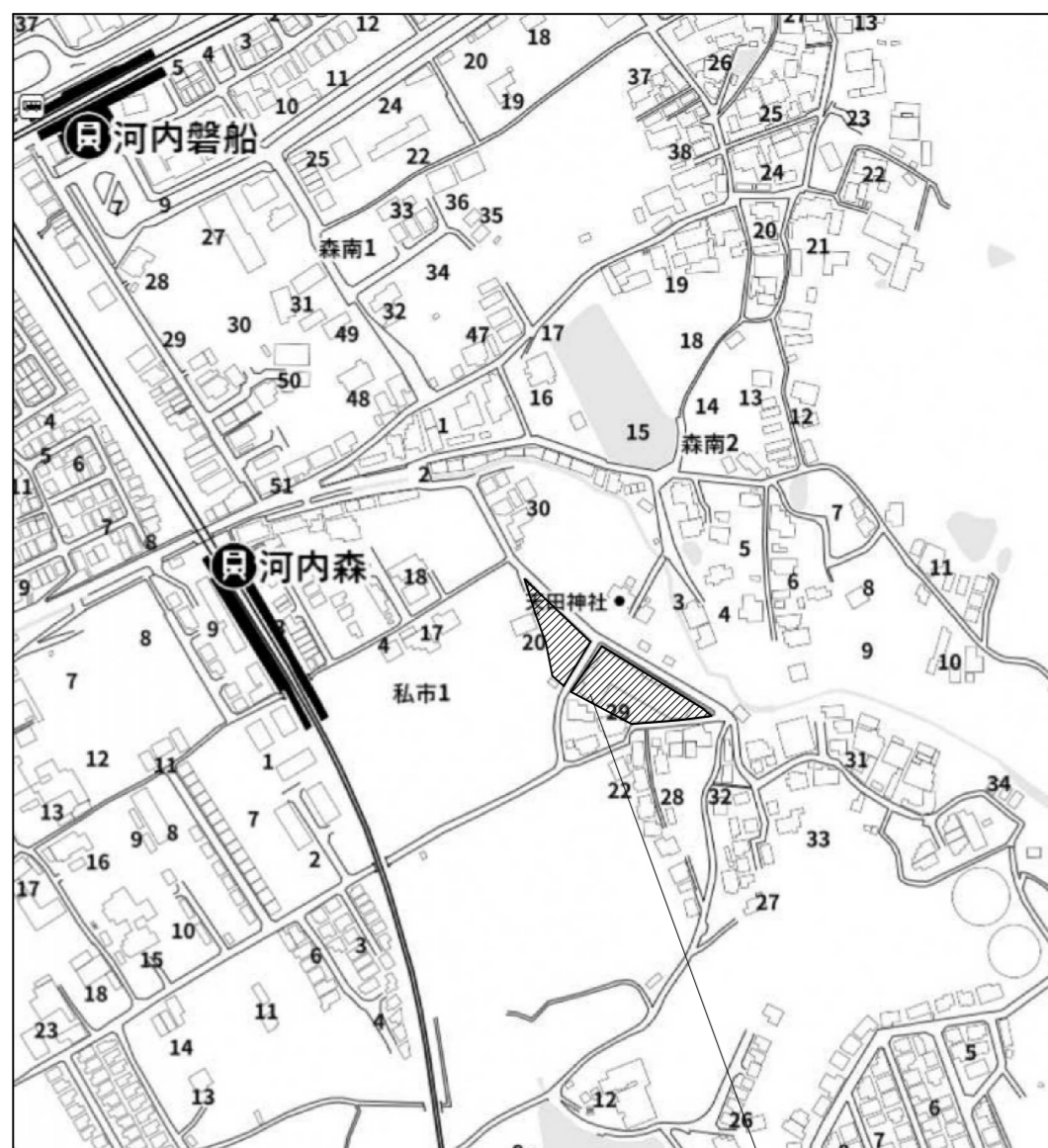
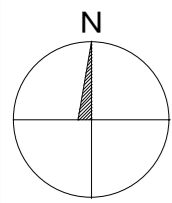
- 法令の遵守  
建築基準法、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律、労働安全衛生法、環境基本法、騒音規制法、大気汚染防止法その他関係法令等によるほか、「建築工事公衆災害防止対策要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」その他の解体工事に関する法令を遵守する。
- 近隣住民対策  
(1) 受注者は危険防止対策、騒音振動対策、工所用車両による交通障害対策、塵埃対策など予想される障害対策に対しては事前に万全の工事計画を立て実行し、その費用を負担する。これらの計画に際しては事前に近隣住民の十分な理解を得ることによって工事の進捗に支障のないよう責任を持って処理する。  
(2) 重機等の搬入・搬出時における大型車両の出入りの際は、歩行者等の安全を確保するため交通整理員を配置する。

章 項目	特記事項
1 官公署その他への届出手続等	(1.1.3) (1) 工事の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を直ちに行う。 (2) (1)に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。 ※請負工事費 500万円以上の場合は登録する。(1.1.4)
2 工事実績情報の登録	(1.1.5) (1) 書面を提出する場合の書式（提出部数を含む。）は、公共建築工事標準書式によるほか、監督職員との協議による。 (2) 施工体制台帳及び施工体系図については、建設業法（昭和24年法律第100号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき作成し、写しを監督職員に提出する。
3 書面の書式及び取扱い	(1.1.6) (1) 設計図書及び設計図書において適用される必要な図書を工事現場内に備える。 (2) 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧閲覧させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。
4 設計図書等の取扱い	(1.1.9) 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。 (ア) 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合 (イ) 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合 (ウ) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合 (エ) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合 (オ) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができない事由により、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合 ※建築工事に係る監理技術者証を有するもので、次のいずれかの要件を満たす監理技術者を専任で配置できること。 1 建築工事の施工に関し、10年以上の実務経験を有すること。 2 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格取得後4年以上の実務経験を有すること。
5 工事の一時中止に係る事項	(1.3.3) ※要（ ）
6 監理技術者の要件	※解体工事の施工は、次のいずれかの者の監督の下で実施すること。 1 解体工事施工技士 2 解体工事の実務経験が1年半以上の者で、建設リサイクル法で定める「技術管理者」の資格要件を有する者。
7 電気保安技術者	(1.3.5) ※解体共仕によるほか、左記施工条件及び図示による。
8 解体工事における監督者の要件	(1.3.6) (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法令等に基づくほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）(平成5年1月12日付け 建設省経建発第1号)及び建築工事安全施工技術指針（平成7年5月25日付け 建設省営監発第13号）を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。 (2) 同一場所で別契約の関連工事が行われる場合で、監督職員により労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。 (3) 気象予報、警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。 (4) 工事の施工に当たり、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないよう、施工方法を定める。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。 (5) 火気を使用する場合又は作業で火花等が発生する場合は、火気等の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止措置を講ずる。 (6) コンクリート破砕片、鉄筋・鉄骨の切断片等の飛散により、第三者及び作業員に危害を与えないよう、解体作業区域を関係者以外の立入禁止区域とし、必要に応じて監視員を置くなどの措置を講ずる。 (7) 工事現場内及びその周辺の安全監視を行い、災害防止に努める。 (8) 工事の施工に当たり、近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、直ちに監督職員に報告する。 (ア) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。 (イ) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合、直ちに誠意をもって対応する。ただし、緊急を要しない場合、あらかじめその概要を監督職員に報告のうえ、対応を行う。
9 施工条件	(1.3.7) ※工事現場への出入口には、解体工事期間中、交通誘導員等を配置し、公衆の交通に支障をあたえないようにしなければならない。又、近接して他の建設工事等が行われる場合には、施工者間で交通の誘導について十分な調整を行い、交通の安全を図らなくてはならない。 ※工事現場への車両等を出入りさせる場合には、道路構造物及び交通安全施設等に損害を与えることのないよう注意しなければならない。なお損傷させた場合は、直ちに当該管理者の指示により復旧しなければならない。
10 施工中の安全確保	※交通安全巡視員等により工事現場内及びその周辺の安全監視を敢行し、事故防止設備の完備及びその維持管理に努めなければならない。
11 交通安全管理（出入りの管理）	
(巡視)	

12 周辺構造物対策	※工事にあっては、周辺地盤のゆるみ又は沈下、構造物の破損、汚損等に十分注意するとともに、必要に応じて構造物の補強又は養生等について、その構造物の管理者とあらかじめ協議し、危害防止のための措置を講じなければならない。												
13 公共設備等への対策	※工事による影響があると思われる範囲内の公共埋設物、架空線等の処理等について、十分配慮して工事しなければならない。 公共の埋設物、架空線等に接近して工事を施工する場合は、あらかじめその埋設物、架空線等の関係者と協議し、施工の各段階における保安上必要な措置、埋設物、架空線等の防護方法、立金の有無、緊急時の連絡先及び連絡方法等を決定しておかなければならない。												
14 発生材の処理	※構外搬出適切処理 (1.3.10) 発注者に引渡しを要する発生材 ※作業着手までに発生材の処理等についての施工計画書を作成し監督局に提出し承諾を得ること。												
15 施工数量調査	調査範囲 ○全面 (1.4.2) 調査方法 監督職員と協議による。												
16 完成図等	※下記のものを作成し提出する。作成方法・部数等は、監督員の指示による。 ・案内図及び配置図 ・残置物等の配置図 ※竣工図（A3 4部） ※C A Dデータ（JWW及びDXF形式） ・下記図面をC A Dデータ化し電子媒体にて提出する。作成方法・媒体等は、監督員の指示による。 案内図、配置図、残置物等の配置図、その他監督員が指示した図面												
17 施工図等の取扱	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。												
18 工事完成写真	工事完了後、整理のうえ監督員に提出する。 ※提出部数 1部及びCD-R媒体にてデータ提出 デジタルカメラで撮影。すべてL版相当サイズで印刷（A4版用紙に1ページあたり3枚）												
19 工事施工状況写真	撮影は、工事に係る材料、施工状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 営繕工事写真撮影要領（平成31年版）・同解説 工事写真の撮り方 建築編」を参考に、撮影計画書を作成して監督員に提出する。 ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略できる。 ※提出部数 1部及びCD-R媒体にてデータ提出 デジタルカメラで撮影。すべてL版相当サイズで印刷（A4版用紙に1ページあたり3枚）												
20 交通誘導員の配置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>人数</th> <th>期間</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○交通誘導員B</td> <td>210人</td> <td>※完成引渡しまでの施工時間帯とする。</td> <td>警備業者の警備員で、交通誘導員A以外の交通誘導に従事するもの。</td> </tr> <tr> <td>・交通誘導員A</td> <td>人</td> <td>※完成引渡しまでの施工時間帯とする。</td> <td>警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務）に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定または2級検定合格警備員</td> </tr> </tbody> </table>	職種	人数	期間	定義	○交通誘導員B	210人	※完成引渡しまでの施工時間帯とする。	警備業者の警備員で、交通誘導員A以外の交通誘導に従事するもの。	・交通誘導員A	人	※完成引渡しまでの施工時間帯とする。	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務）に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定または2級検定合格警備員
職種	人数	期間	定義										
○交通誘導員B	210人	※完成引渡しまでの施工時間帯とする。	警備業者の警備員で、交通誘導員A以外の交通誘導に従事するもの。										
・交通誘導員A	人	※完成引渡しまでの施工時間帯とする。	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務）に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定または2級検定合格警備員										

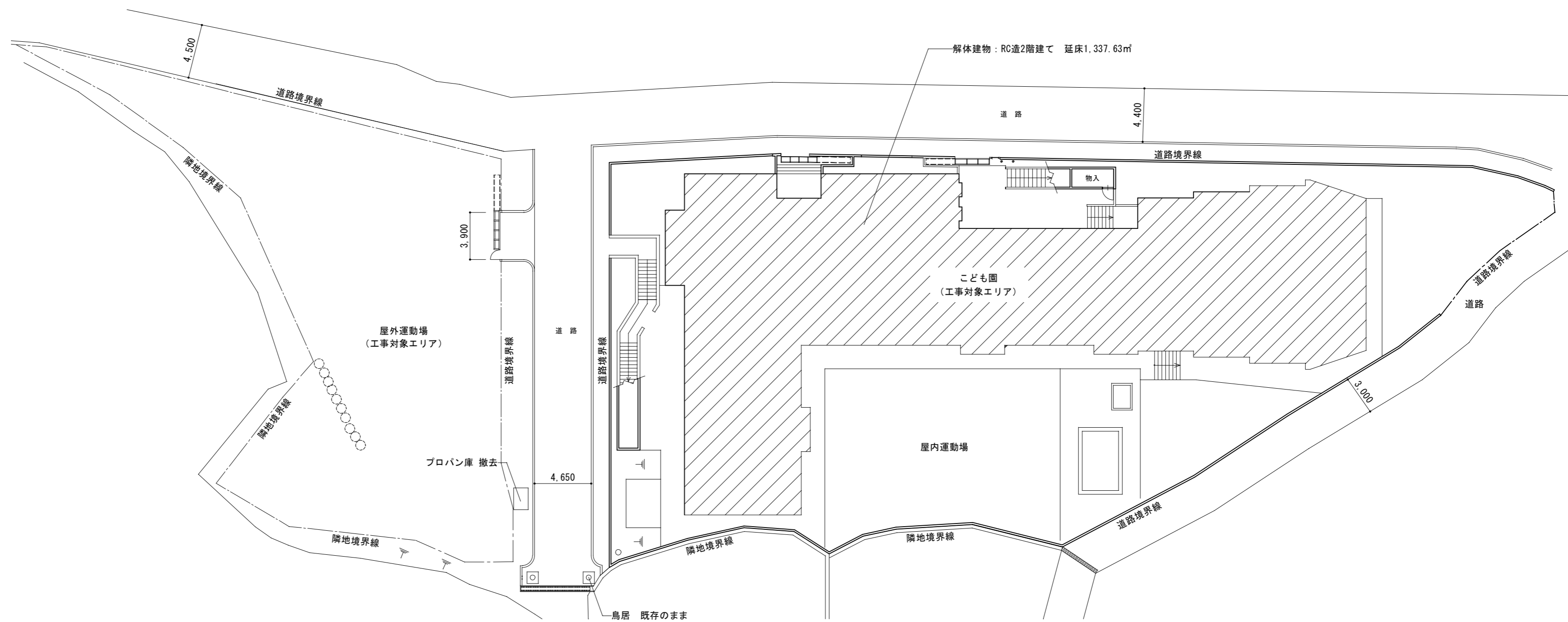
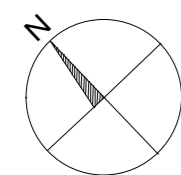
21 家屋調査の実施（事前・事後）	<p>(1) 調査範囲 本工事の施工にあたり、家屋調査を実施する範囲は、別添資料の通りとする。家屋調査は工事施工前と施工後のそれぞれで行うこと。</p> <p>(2) 調査方法 調査は建築士法第5条第1項により登録された建築士又は土地家屋調査士法第8条により登録された土地家屋調査士が主任者として担当し、補助者には経験のある者をあてなければならない。 建物調査は1棟ごとに行うものとする。 調査時に可能な限り関係者の立会いを求めるとともに、所有者に調査結果の確認を求めておかなければならない。 調査のため、第三者の施設に立ち入る場合は、事前に調査日時を調査対象物件の所有者に通知し承諾を受けること。</p> <p>(3) 実施調査事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>調査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有者の確認</td> <td>立会者に物件所有者を確認する。</td> </tr> <tr> <td>建物概要</td> <td>1. 方位、構造、面積、用途、建築後の経過年数、増改築及び改装後の経過年数、建物調査面積 2. やむを得ず未調査部分がある場合は理由を記載する。</td> </tr> <tr> <td>建物の傾斜測定</td> <td>1. 柱の傾斜測定 ※柱の傾斜度合を2方向測定、原則として全柱を測定 2. 土間コンクリートの沈下、亀裂状況を測定 3. 基礎に生じている亀裂の状況を測定 4. 全ての建具の開閉状態と建物の沈下状況との関連性を含めて測定</td> </tr> <tr> <td>建物各部分の状況調査</td> <td>1. 外壁面 外壁面の仕上げ及び亀裂、浮き、はらみの状況 2. 室内壁面 各室の内壁仕上げ及び亀裂、不陸、空き、浮き、はがれの状況 3. 天井面 各室の天井面の仕上げ及びはがれ、しみの状況 4. 建具 すべての建具の開閉具合の状況 5. 基礎 基礎に生じている亀裂の状況 6. その他の床面（階段、踊り場、外廊下、ベランダ、土間等） 床仕上げ及び亀裂、不陸、空き、浮き、はがれ等の状況</td> </tr> <tr> <td>一般工作物の状況調査</td> <td>1. 塀、門柱 鉛直面に対する傾斜の度合いを2～3m毎に1箇所、最低2箇所 以上測定工作物の仕上げ及び亀裂、目地切れの状態 原則として調査対象物件の敷地内すべての塀、門柱を測定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 門 門扉の閉塞具合の状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 外廻りの土間、犬走り 土間、犬走りの仕上げ及び亀裂、はがれ、浮き、隙間等の状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4. 池 池の仕上げ及び亀裂、水漏れの状況</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 写真撮影 受注者は調査箇所にて既に損壊のある所等、事業損失に係る事後調査と照合上必要と思われる箇所について写真撮影（カラー）を行い、整理整本するものとする。 既存の損壊部位の写真は損壊部位全体把握ができるもの1枚以上とし、部分拡大については損壊部の形状、長さ、幅、深さ等の比較目測ができる目盛定規、箱尺等をあて撮影したものを添付すること。</p> <p>(5) 成果品 受注者は調査結果として調査区域平面図（調査家屋番号記入）、家屋調査測定表、記録写真集、考察等必要書類を家屋調査報告書として提出すること。 なお、提出は対象の家屋所有者に1部を提出し、A4版に仕上げたコピー原図1式を監督職員に提出すること。</p> <p>(6) 費用負担の要否の検討 費用負担の要否の検討は、監督職員が事前調査及び事後調査の結果を比較検討して、損傷箇所の変化又は損傷の発生が公共工事によるものかの検討を行うものとする。</p> <p>(7) 費用負担額の算定 受託者は、公共工事に係る工事の施工に起因する地盤変動により生じた建物等の損害に係る事務処理要領（昭和61年4月1日制定、平成15年7月11日改正）第7条の規定に従って費用負担額の算定を行うものとする。</p>	調査項目	調査内容	所有者の確認	立会者に物件所有者を確認する。	建物概要	1. 方位、構造、面積、用途、建築後の経過年数、増改築及び改装後の経過年数、建物調査面積 2. やむを得ず未調査部分がある場合は理由を記載する。	建物の傾斜測定	1. 柱の傾斜測定 ※柱の傾斜度合を2方向測定、原則として全柱を測定 2. 土間コンクリートの沈下、亀裂状況を測定 3. 基礎に生じている亀裂の状況を測定 4. 全ての建具の開閉状態と建物の沈下状況との関連性を含めて測定	建物各部分の状況調査	1. 外壁面 外壁面の仕上げ及び亀裂、浮き、はらみの状況 2. 室内壁面 各室の内壁仕上げ及び亀裂、不陸、空き、浮き、はがれの状況 3. 天井面 各室の天井面の仕上げ及びはがれ、しみの状況 4. 建具 すべての建具の開閉具合の状況 5. 基礎 基礎に生じている亀裂の状況 6. その他の床面（階段、踊り場、外廊下、ベランダ、土間等） 床仕上げ及び亀裂、不陸、空き、浮き、はがれ等の状況	一般工作物の状況調査	1. 塀、門柱 鉛直面に対する傾斜の度合いを2～3m毎に1箇所、最低2箇所 以上測定工作物の仕上げ及び亀裂、目地切れの状態 原則として調査対象物件の敷地内すべての塀、門柱を測定		2. 門 門扉の閉塞具合の状況		3. 外廻りの土間、犬走り 土間、犬走りの仕上げ及び亀裂、はがれ、浮き、隙間等の状況		4. 池 池の仕上げ及び亀裂、水漏れの状況
調査項目	調査内容																		
所有者の確認	立会者に物件所有者を確認する。																		
建物概要	1. 方位、構造、面積、用途、建築後の経過年数、増改築及び改装後の経過年数、建物調査面積 2. やむを得ず未調査部分がある場合は理由を記載する。																		
建物の傾斜測定	1. 柱の傾斜測定 ※柱の傾斜度合を2方向測定、原則として全柱を測定 2. 土間コンクリートの沈下、亀裂状況を測定 3. 基礎に生じている亀裂の状況を測定 4. 全ての建具の開閉状態と建物の沈下状況との関連性を含めて測定																		
建物各部分の状況調査	1. 外壁面 外壁面の仕上げ及び亀裂、浮き、はらみの状況 2. 室内壁面 各室の内壁仕上げ及び亀裂、不陸、空き、浮き、はがれの状況 3. 天井面 各室の天井面の仕上げ及びはがれ、しみの状況 4. 建具 すべての建具の開閉具合の状況 5. 基礎 基礎に生じている亀裂の状況 6. その他の床面（階段、踊り場、外廊下、ベランダ、土間等） 床仕上げ及び亀裂、不陸、空き、浮き、はがれ等の状況																		
一般工作物の状況調査	1. 塀、門柱 鉛直面に対する傾斜の度合いを2～3m毎に1箇所、最低2箇所 以上測定工作物の仕上げ及び亀裂、目地切れの状態 原則として調査対象物件の敷地内すべての塀、門柱を測定																		
	2. 門 門扉の閉塞具合の状況																		
	3. 外廻りの土間、犬走り 土間、犬走りの仕上げ及び亀裂、はがれ、浮き、隙間等の状況																		
	4. 池 池の仕上げ及び亀裂、水漏れの状況																		
記						年月日	工事名称 旧交野市立第1認定こども園解体工事	図面番号 A-02											
事						縮尺 —	図面名 解体特記仕様書(1)	2/51											

<p>(8) 費用負担額の算定業務における納入成果品 費用負担額の算定業務の納入成果品は各号のとおりとする。 1. 費用負担額の算定の基となる数量計算書 2. 積算書 3. 損失の状況と復旧方法を示す図面 4. 事前・事後調査の比較写真 前項の納入成果品は、A4版ファイル綴じ製本を2部作成すること。 ファイルの綴じ方は、次の各号によるものとする。 1. 製本のうち1部は、戸別にファイルに綴じるものとし、所在地及び権利者名を明記することとする。 2. 製本の残り1部は、一括してファイルに綴じるものとする。 (9) 費用負担の説明 費用負担の説明とは、公共工事に係る工事の施行に起因する地盤変動等により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。 (10) 権利者等に対する説明 権利者等に対する説明は、次の各号により行うものとする。 1. 2名以上の者を一組として権利者等と面接すること。 2. 権利者等と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。 権利者等に対しては、(7)において算定した費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。 受託者は、費用負担の説明をするにあたり、家屋損失補償額積算調査借用願により、家屋損失補償額積算調査書の借用を申し出るものとする。 (11) 記録簿の作成 受託者は、権利者等と面接し説明を行ったときは、その都度、説明の内容及び権利者等の主張又は質疑の内容等を説明記録簿に記載するものとする。 (12) 説明後の措置 受託者は費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて監督職員に報告するものとする。 受託者は、費用負担の内容等のすべてについて権利者等の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。 受託者は、権利者等が説明を受け付けない若しくは費用負担の内容又はその他事項で意見の相違があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。 前項の意見の相違により理解を得ることが困難と判断する基準は、権利者等に5日以上説明した場合とする。 (13) 費用負担の説明業務における納入成果品 費用負担の説明業務の納入成果品は各号のとおりとする。 1. 説明記録簿（A4版ファイル綴じ）戸別ごとに各1部 2. 交渉結果一覧表 3. 補償契約書2部 4. 補償承諾書 5. 請求書 6. 口座振替払申出書 7. 債権者登録申出書（別途定める） 8. 受領書</p>	<p>3 解体施工</p> <p>① 事前措置 ② 機器等の解体 ③ 基礎及び杭 ④ さく、照明設備等の付属物 ⑤ 構内舗装等 ⑥ 地下埋設物及び埋設配管 ⑦ 解体後の整地 ⑧ 火気使用作業等</p> <p>4 建設廃棄物の処理</p> <p>① 再資源化等</p>	<p>① 浄化槽・排水槽等の汚水・汚物等処理し、洗浄、消毒等を行う。(3.2.1) ・オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油を処理し、洗浄等を行う。 ② 工事範囲内の機器類は、各種別ごとに分別解体する。(3.4.1) 設備機器等は専門業者又はメーカーが解体し、バッテリー液・フロンガス等は関係法令に基づき適正に処分する。 ③ 基礎の撤去 行う ・ 残置 ・ 無し (3.9.2) 杭の撤去 ・ 行う ・ 残置 ・ 無し 残置または一部撤去の場合の処理 ※杭種、杭径、位置、杭頂部高さ等の記録を整備し、監督員に提出する。 解体方法 ・ 引抜き ・ 破砕 ・ 杭頭はつり ( mまで) 引き抜いた杭の処理 杭撤去跡の処理 ・ 山砂 ・ 流動化処理土 ・ セメントミルク 杭の種類 ・ 遠心力鉄筋コンクリートくい ・ 高強度プレストレスコンクリートくい ・ 場所打ちコンクリートくい ・ 木くい ・ RCパイル 付属物の解体 ・ 行わない 行う ( ・ 図示) (3.10.1) 樹木等の伐採・伐根 行わない ・ 行う ( ・ 図示) (3.11.1) 支障となる樹木の移植 行わない ・ 行う ( ・ 図示) ※移植が必要な場合、監督職員と別途協議を行う。 撤去する地下埋設物、埋設配管 (3.12.1) あり ( ・ 図示 ) ・ なし 埋戻し及び盛土 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 (標仕3.2.3) (標仕表3.2.1) 発生土の処理 ・ 構内指示の場所 ( ・ 敷均し ・ 堆積 ) (標仕3.2.5) ・ 構外搬出適切処理 (指定場所： ・ 処分地未特定のため、場内仮置きとし契約後変更とする ※解体工事時にガスバーナーでオイルタンクやアスファルト防水層の近くを切断する時、爆発や火災発生危険性がある場合には、事前に所轄の消防署へ連絡し、適切な措置を講じて作業しなければならない。 4 中間処理、再資源化施設 ※「追加特記6 建設廃棄物の処理」による。(4.4.1) 再資源化する建設廃棄物 ※建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物 ※金属類 ※資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品 ※資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品 ・ 廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 ・ ガラス 指定建設資材廃棄物としての木材の縮減(焼却) ※不可 ・ 可 再資源化して現場で利用する建設廃棄物 処理に注意を要する建設廃棄物 (4.5.1) ・ せっこうボード(石綿含有) ・ せっこうボード(ひ素・カドミウム含有) ・ せっこうボード(上記以外) ・ CCA処理木材(クロム・銅・ひ素化合物系防腐処理木材) 処理の方法 ① 解体共仕第4章5節による。 施工に先立ち、処理計画書を作成し、監督員の承諾を受けること。</p>	<p>5 特別管理産業廃棄物の処理</p> <p>① 廃石綿等 (5.4.1(1)) ② PCB含有機器類 (5.4.1(2)) ③ PCB含有シーリング材 (5.4.1(3)) 4 廃油 (5.4.1(4)) 5 廃酸・廃アルカリ (5.4.1(5)) 6 ダイオキシソ類 (5.4.1(6))</p> <p>6 石綿含有建材の除去及び処理</p> <p>① 共通 (6.1.3) ② 施工調査 (6.1.3)</p>	<p>③ 石綿粉じん濃度測定 (6.1.4)</p> <p>④ 石綿含有吹付け材の除去 (6.3.2)</p> <p>⑤ 石綿含有保温材等の除去 (6.4.3)</p> <p>6 除去した石綿含有吹付け材等のこん包及び飛散防止 (6.3.2)(6.4.3)</p> <p>⑦ 石綿含有成形板の除去 (6.5.2)</p> <p>8 除去した石綿含有吹付け材等の保管、運搬、処分等 (6.3.3)(6.4.4)(6.5.4)</p>
<p>2 仮設工事</p> <p>① 騒音・粉じん等対策 (2.2.1) ② 足場その他 (2.2.2) ③ 総合仮設計画 ④ 監督員用事務所等 (2.3.1) ⑤ 工事用水 ⑥ 工事用電力 ⑦ 仮設建物等</p>	<p>※防音パネル 防音シート ・ 養生シート (2.2.1) 防音パネルの設置範囲と高さ 設置範囲：足場周囲 (図示) 高さ：図示 外部足場は原則枠組足場とする。(2.2.2) 狭小部の事情により、設置が困難な部分については、監督員と協議を行うものとする。 施工に先立ち、仮設足場施工図を作成し、監督員の承諾を得るものとする。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2(2)の手すり振置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 内部解体足場 架台足場 ・ 枠組欄足場 ・ 枠組本足場 脚立足場 ※現場作業の安全確保、及び第三者災害の防止を目的として総合仮設計画を作成し、監督員の承諾を受ける。 ・ 監督員事務所 ・ 10 ・ 20 ・ 35 ・ 65 ・ m程度を設ける。(2.3.1) ・ 仮設事務所の中に監督員用空間を m程度確保する。 ・ 監督員が使用できる備品として、下記のものをご準備し、現場に用意し、貸与する。 保護帽 3 着 雨具 3 着 長靴 3 足 安全帯 3 組 構内既存の施設 ※利用できない 利用できる (※有償 ・ 無償) ※要 利用開栓・休止に伴う手続き 構内既存の施設 ※利用できない 利用できる (※有償 ・ 無償) ※要 利用開栓・休止に伴う手続き 現場事務所、倉庫、下小屋等の仮設建物の位置はあらかじめ監督員の承諾を受ける。</p>	<p>① 騒音・粉じん等対策 (2.2.1) ② 足場その他 (2.2.2) ③ 総合仮設計画 ④ 監督員用事務所等 (2.3.1) ⑤ 工事用水 ⑥ 工事用電力 ⑦ 仮設建物等</p>	<p>※6 石綿含有建材の除去及び処理による。(5.4.1(1)) 調査方法 ※製造所、製造年、型式等による調査 (5.4.1(2)) ・ 専門分析機関による微量PCB分析調査 調査対象 ・ 上記のほかにも含有が疑われる機器があった場合は調査を行う。 事前調査等 ・ 行う(下記の要領で分析する) ・ 行わない (5.4.1(3)) 現場においてサンプルを採集し、専門分析機関で分析を行う。 採取箇所 ※外壁目地 ・ 建具周囲目地 ・ 図示 採取箇所数 ・ 部材が異なる毎に1箇所 ・ 図示 分析によりPCBの含有が確認された場合は、下記により施工調査等を行い、適切に処理を行う。 調査範囲 ※工事範囲全て ・ 図示 調査内容 シーリング使用部位及び長さの確認 施工範囲と工事監理区分の確認 仮設計画 廃棄物等の搬出方法 処理方法 ・ 焼却処分 ・ 中間処理施設による再生処理 (5.4.1(4)) 処理方法 ・ 中間処理 ・ 焼却処分 (5.4.1(5)) ・ 中間処理施設による再生処理 サンプリング調査 ・ 行う ・ 行わない (5.4.1(6)) 材 料 名 調査箇所 測定方法 焼却施設の解体及び処分の方法 ダイオキシソ類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)その他関係法令に従い、適切に処理すること。 ※建築物の解体等工事、石綿除去について、以下の基準を適用する。 ※建築物等の解体等の作業及び労働者の石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(平成26年3月31日付け 技術上の指針公示第21号) ※建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル(建設労働災害防止協会) ※建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014.6(環境省水・大気環境局大気環境課) ※石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について(平成29年5月30日付け 環水大発第1705301号) ※石綿含有仕大気汚染防止法の一部を改正する法律について(令和2年11月30日付け 環水大発第2011301号) ※石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について(令和2年8月4日付け 基発0804第8号) ※大阪府生活環境の保全等に関する条例(石綿排出等作業) 工事着手に先立ち、目視、設計図書、石綿有無の調査報告書等により確認し、調査結果を取りまとめ監督職員に提出する。 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。 調査範囲 ・ 図示(分析調査済み) 貸与資料 ・ 建築物石綿含有建材調査報告書 事前調査書面の作成 行う ・ 行わない 事前調査結果の揭示 行う ・ 行わない 分析による石綿含有の調査 ・ 行う(下表による) ・ 行わない 材 料 名 定性分析方法 定量分析方法 ・ 箇所 ・ 箇所 ・ 箇所 ・ 箇所 ・ 箇所 ・ 箇所 上記以外に調査が必要と思われる箇所があった場合は、監督員と協議すること。</p>	<p>石綿粉じん濃度測定 行う ・ 行わない (6.1.4) 測定時期、場所及び測定点 適用測定名称 測定時期 測定場所 測定箇所数(各処理作業室ごと) 測定1 処理作業前 処理作業室内 1点 測定2 処理作業中 施工区画周辺又は敷地境界 4方向各1点 ( )点 測定3 処理作業中 処理作業室内 ( )点 測定4 施工区画周辺又は敷地境界 1点 測定5 集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合) 出口吹出し風量 1m/s以下の位置各1点 ( )点 測定6 施工区画周辺又は敷地境界 4方向各1点 ( )点 測定7 処理作業後 処理作業室内 1点 測定8 (隔離シート撤去前) 施工区画周辺又は敷地境界 4方向各1点 ( )点 測定方法 ・ 自動測定器による測定 測定名称 測定方法 測定4 粉じん相対濃度(デジタル粉じん)計、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器(リアクタリアルターモーター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定 測定5 ・ JIS K 3850-11に基づいた測定 測定名称 マグレンフィル径(μm) 試料の吸引流量(L/min) 試料の吸引時間(min) 測定4 測定5 25 5 30 測定 47 10 120 測定 47 10 240 測定 除去工法 (6.3.2) ※解体共仕第6章3節による。 ① 剥離剤併用高圧水洗工法(外壁仕上げ材) ② ケレン除去工法(配管保温材、煙突断熱材) ※剥離剤併用工法については、試験施工を行い、適合確認の結果を大阪府に報告すること。 除去工法 (6.4.3) ※粉じん飛散抑制剤等による湿潤化の後、手ばらして行う。 ・ 掻き落し・破砕・切断等による除去を行う。 ※「3 石綿含有吹付け材の除去」により、作業場を隔離する。 除去した石綿含有吹付け材・保温材等のこん包及び飛散防止 (6.3.2)(6.4.3) ※密封処理(二重袋梱包) ※湿潤化 ・ 固化(※セメント固化) 作業場の区画 (6.5.2) 建物内部で除去を行う場合、除去作業場所と他の場所を隔てるため、開閉部位(出入口、換気口、窓等)は閉とし、ガラスの破損箇所等で開となっている部位を養生シート等で塞ぐ。 石綿含有成形板の種類 材 料 名 使用部位 厚さ(mm) 備考 大平板 天井 t7.0 みなし含有 有孔PB 天井 t7.0 みなし含有 岩綿吸音板 天井 t9.0 みなし含有 ケイカル板 壁・天井 t6.0 みなし含有 ※上記以外に石綿含有が疑われる建材があった場合は、速やかに監督員と協議すること。 除去した石綿等の処理 (6.3.3)(6.4.4)(6.5.4) ※各種廃棄物分類に応じた最終処分場にて埋立処分 ・ 中間処理 ・ アスベストの中間処理に適する熔融施設において熔融処理 ・ 大臣認定を受けた無害化処理施設において無害化処理</p>
<p>記 事</p>	<p>年月日 縮尺 工事名称 旧交野市立第1認定こども園解体工事 図面番号 A-03 3/51 縮尺 図面名 解体特記仕様書(2)</p>			



対象建物：旧交野市立第1認定こども園  
住 所：交野市私市1丁目29-1

案内図 Non Scale



配置図 S=1/400

記 事					年月日	工事名称 旧交野市立第1認定こども園解体工事	図面番号 A-04
					縮尺 A3:1/400	図面名 配置図・付近見取図	4/51

外部仕上表					
床	巾 木	壁	庇 裏	屋 根	その他
タイル貼り（玄関）、モルタルコテ押え（犬走り） 防水モルタルコテ押え（ベランダ）	モルタル刷毛引き仕上げ	モルタル塗りの上、アクリルリシン吹付け （外壁仕上塗材及び下地調整材にアスベスト含有）	モルタル塗りの上、アクリルリシン吹付け コンパネt12.0の上、アクリルリシン吹付け（ベランダ） （外壁仕上塗材及び下地調整材にアスベスト含有）	均しモルタルの上、露出アスファルト防水 防水モルタルコテ押え 巾240（笠木）	塩ビ製壁紙 7カ所

内部仕上表								
	床	FL高さ	巾 木	腰 壁	壁	天 井		備 考
						天井高さ		
玄 関	150角タイル貼り	FL-200	タイル貼り H=100 上り框：桧 H=100	ブラスター下地の上、ダンオーライト塗り	ブラスター下地の上、ダンオーライト塗り	ブラスター下地の上、吹付け仕上げ（ゾノライト）	CH=2.800	下足入れ、カウンター
厨 房	モルタル下地の上、100角タイル貼り	FL-200	—	モルタル下地の上、100角タイル貼り	ブラスター塗り	大平板t7.0（みなし含有）	CH=2.750	
倉 庫	モルタルコテ押えt20	FL-100	モルタルコテ押え H=75	—	ブラスター塗り	大平板t7.0（みなし含有）	CH=2.750	
機械室	モルタルコテ押えt20	FL-115	モルタルコテ押え H=75	—	モルタルコテ押え	モルタルコテ押え	CH=2.750	配管エルボ部断熱材（みなし含有） 煙突内断熱材（みなし含有）
休養室	畳	FL+100	—	—	ブラスター下地の上、ジュラクサテン吹付け	シナベニヤt6.0の上、塗装仕上げ	CH=2.750	
厨房前室	フローリングt18.0	FL±0	ツガ H=75	シナベニヤt6.0の上、ダンオーライト塗り	シナベニヤt6.0の上、ダンオーライト塗り	大平板t7.0（みなし含有）	CH=2.750	黒板 W1,800×H900
会議室 保健室	フローリングt18.0(会議室) フローリングの上、タイルカーペットt6.0(保健室)	FL±0	ツガ H=75	シナベニヤt6.0の上、ダンオーライト塗り	シナベニヤt6.0の上、ダンオーライト塗り 一部ブラスター塗り	有孔ブラスターボードt7.0（みなし含有）	CH=2.750	パーテーション、黒板 W2,700×H900、棚 H=900
職員室 休憩室	フローリングt18.0	FL±0	ツガ H=75	シナベニヤt6.0の上、ダンオーライト塗り(職員室) モルタル下地の上、塗装仕上げ(休憩室)	シナベニヤt6.0の上、ダンオーライト塗り 一部ブラスター塗り	有孔ブラスターボードt7.0（みなし含有）	CH=2.750	パーテーション、黒板 W2,700×H900、棚 H=900、掲示板 W1,800×H900
ロッカー室	フローリングt18.0	FL±0	ツガ H=75	シナベニヤt6.0の上、ダンオーライト塗り	シナベニヤt6.0の上、ダンオーライト塗り	有孔ブラスターボードt7.0（みなし含有）	CH=2.750	ロッカー
職員用便所	モザイクタイル貼り	FL-100	—	モルタル下地の上、100角タイル貼り	ブラスター塗り	大平板t7.0（みなし含有）	CH=2.750	
乳児室	フローリングt18.0	FL±0	ツガ H=75	シナベニヤt6.0の上、ダンオーライト塗り	シナベニヤt6.0の上、ダンオーライト塗り	有孔ブラスターボードt7.0（みなし含有）	CH=2.750	黒板 W3,000×H900（1カ所）、棚 H=900、掲示板 W1,800×H900（2カ所）
調乳室	フローリングt18.0	FL±0	ツガ H=75	シナベニヤt6.0の上、ダンオーライト塗り 一部100角タイル貼り	シナベニヤt6.0の上、ダンオーライト塗り	大平板t7.0（みなし含有）	CH=2.750	流し台
木浴室	モザイクタイル貼り	FL±0	—	モルタル下地の上、100角タイル貼り	ブラスター塗り	シナベニヤt6.0の上、塗装仕上げ	CH=2.750	
教材室	フローリングt18.0	FL±0	ツガ H=75	シナベニヤt6.0の上、ダンオーライト塗り	シナベニヤt6.0の上、ダンオーライト塗り	有孔ブラスターボードt7.0（みなし含有）	CH=2.400	
便所（各階）	モザイクタイル貼り	FL-100	—	モルタル下地の上、100角タイル貼り	ブラスター塗り	大平板t7.0（みなし含有）	CH=2.850	
保育室	フローリングt18.0	FL±0	ツガ H=75	シナベニヤt6.0の上、ダンオーライト塗り	シナベニヤt6.0の上、ダンオーライト塗り	有孔ブラスターボードt7.0（みなし含有）	CH=2.750	黒板 W3,000×H900（1カ所）、棚 H=900、掲示板 W1,800×H900（2カ所）
園児室	フローリングt18.0	FL±0	ツガ H=75	シナベニヤt6.0の上、ダンオーライト塗り	シナベニヤt6.0の上、ダンオーライト塗り	有孔ブラスターボードt7.0（みなし含有）	CH=2.750	黒板 W3,000×H900（1カ所）、棚 H=900、掲示板 W1,800×H900（2カ所）
ホール	フローリングブロックt18.0 一部カーペットt6.0敷き	FL+1,200 (一部FL±0)	ツガ H=75	シナベニヤt6.0の上、ダンオーライト塗り	シナベニヤt6.0の上、ダンオーライト塗り	有孔ブラスターボードt7.0（みなし含有） ブラスターボードt9.0の上、岩綿吸音板t9.0 （みなし含有）	CH=3.450 (CH=4.650)	掲示板 W1,800×H900
ステージ	フローリングt18.0	FL+1,650	ツガ H=75	シナベニヤt6.0の上、ダンオーライト塗り	シナベニヤt6.0の上、ダンオーライト塗り	有孔ブラスターボードt7.0（みなし含有）	CH=3,000	
廊下	フローリングt18.0	FL±0	ツガ H=75（間仕切壁側） モルタルコテ押え H=75（RC壁側）	シナベニヤt6.0の上、ダンオーライト塗り ブラスター下地の上、ダンオーライト塗り	シナベニヤt6.0の上、ダンオーライト塗り ブラスター下地の上、ダンオーライト塗り	有孔ブラスターボードt7.0（みなし含有）	CH=2.750	
階段室	踏面：カーペット敷き 蹴上：タイル貼り	—	モルタルコテ押え H=75	ブラスター下地の上、ダンオーライト塗り	ブラスター下地の上、ダンオーライト塗り	有孔ブラスターボードt7.0（みなし含有）	CH=2.750	

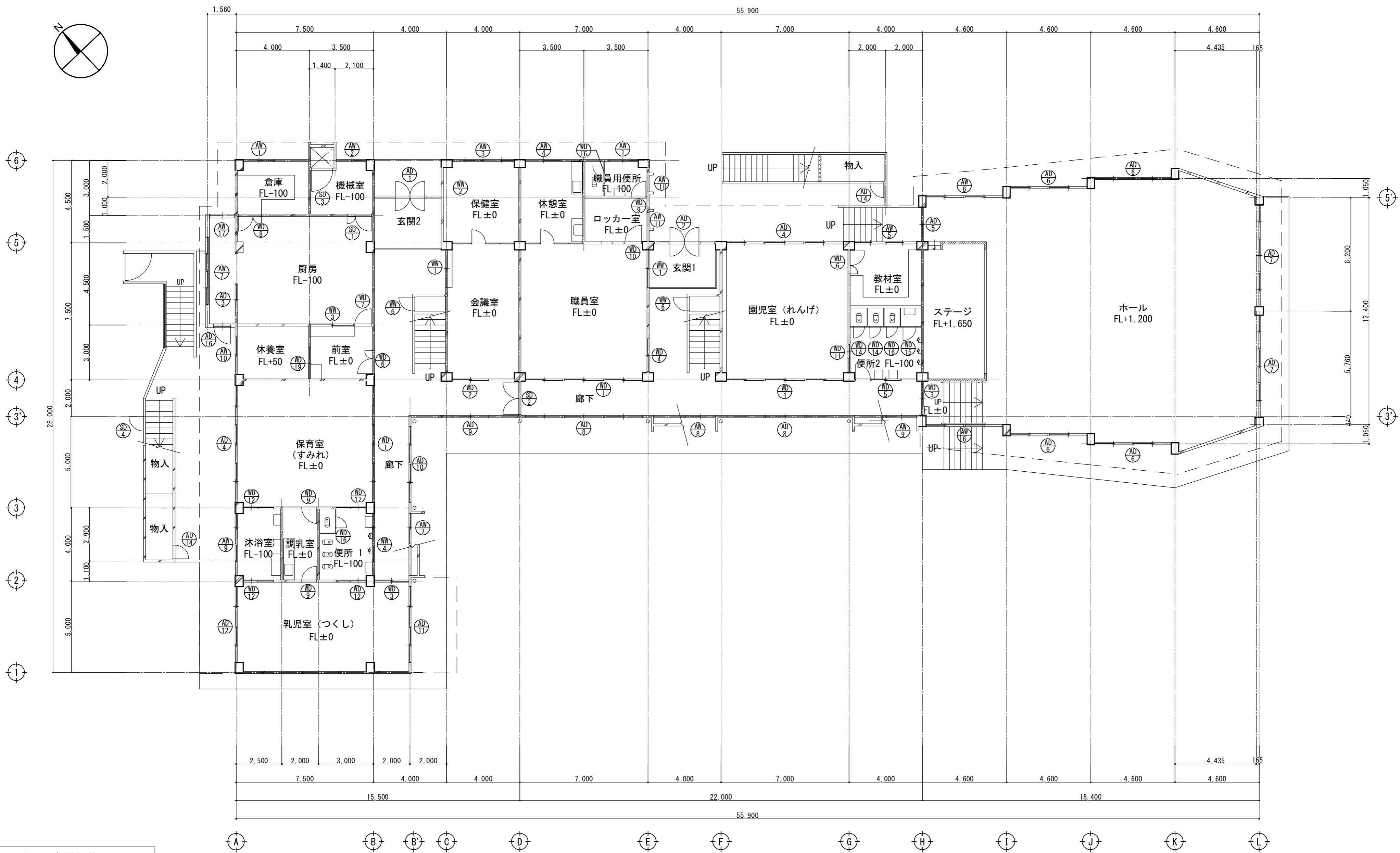
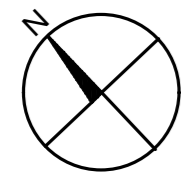
■凡 例

アスベスト含有建材（みなし含有も含む）を示す。

記 事	特記なき限り、全て解体とする。					年月日	工事名称	図面番号
							旧交野市立第1認定こども園解体工事	A-05
						縮 尺	図面名	5/51
						—	仕上表	

	室名	品目	数量	サイズ			室名	品目	数量	サイズ			室名	品目	数量	サイズ							
				W	D	H				W	D	H				W	D	H					
ホール		椅子（こども用）	37	300	300	400	会議室	体重計	1				たんぼぼ組・教材室	椅子（こども用）	12	300	300	400					
		タタミ	4	1,740	930	50						机（こども用）		1	900	600	500						
		折り畳み机（半円形）	2	900	900	300						扇風機（天井付き）		2									
		放送用棚	1	570	470	950						掃除機		1									
		遊具（フラフープ）	20									消火器		1									
		踏切り板	1									椅子（こども用）		12	300	300	400						
		パイプ椅子	1									机（スチール平机）		1	1,060	630	750						
		折り畳み机（長方形）	6	1,800	600	700						机（こども用）		3	900	600	500						
		ベンチ	1	1,200	200	270						キャビネット		1	640	430	690						
		木製棚	1	2,200	960	1,900						扇風機（天井付き）		4									
れんげ組・教材室		木製棚	1	2,300	960	1,900	前室	机（スチール平机）	1	1,060	630	750	もも組	ロッカー（木製）	1	3,560	490	870					
		消火器	2								ロッカー（木製）	1		2,390	490	870							
		ホワイトボード（移動式）	1					休養室	電子レンジ	1	500	430		300	さくら組	机（こども用）	2	900	600	500			
		机（こども用）	8	900	600	500			ロッカー（4人用）	1	900	1,900		520		椅子（こども用）	15	300	300	400			
		机（スチール平机）	1	1,060	630	750			テーブル	1	900	900		300		机（スチール平机）	1	1,060	630	750			
		椅子（こども用）	14	300	300	400			椅子（ピアノ用）	1	540	350		450		椅子（事務用）	1	400	400	750			
		椅子（事務用）	1	400	400	750			棚（木製）	1	580	300		1,250		折り畳み机（半円形）	1	900	900	300			
		扇風機（天井付き）	4						厨房	机（スチール平机）	1	1,200		300		700	棚（スチール）	1	880	880	400		
		ひな人形	1							荷台	1	900		600		800	棚（木製）	1	1,800	350	890		
		5月人形	1							洗濯機	1	500		500		850	扇風機（天井付き）	4					
軽量ラック	1	880	400	1,800	棚	1	600			280	880	教材室	椅子（ピアノ用）	2		470	320	500					
職員室		机（スチール平机）	12	1,060	630	750	倉庫			冷蔵庫	1	600	600	1,500		かし組	机（こども用）	1	900	600	500		
		机（スチール平机）	1	900	630	750		消火器		1				椅子（こども用）	16		300	300	400				
		机（スチール平机）	1	1,200	630	750		すみれ組		扇風機（天井付き）	3				机（スチール平机）		1	1,060	630	750			
		机（スチール平机）	1	1,350	750	750				洗濯機	1	500	500	850	扇風機（天井付き）		4						
		キャビネット（スチール）	2	380	620	1,020				木浴室	靴箱	1	830	200	900		まつ組・教材室	机（こども用）	1	900	600	500	
		棚（スチール）	1	1,150	380	400					靴箱	2	1,600	200	1,450			椅子（こども用）	33	300	300	400	
		棚（スチール）	1	1,750	400	900			棚（木製）		1	1,200	450	1,900	椅子（ピアノ用）			1	400	400	900		
		棚（スチール）	1	500	560	540			調乳室		食器棚	1	1,200	450	1,900			机（スチール平机）	1	1,060	630	750	
		棚（スチール）	1	880	500	1,800					乳児室	ベビーベッド	5	1,400	800			1,200	キャビネット	1	640	430	690
		ベビーベッド	1	1,400	800	1,200						椅子（こども用）	2	300	300			400	扇風機（天井付き）	4			
1階廊下		金庫	1	600	500	1,000	扇風機（天井付き）					3				軽量ラック		1	1,200	400	1,800		
		消火器	2				2階廊下					机（スチール平机）	2	1,060	750	750		棚（スチール）	2	1,750	400	880	
		椅子（事務用）	12	400	400	750		机（スチール平机）				2	1,060	630	750	椅子（こども用）		2	300	300	400		
		机（こども用）	1	900	600	500		机（こども用）				1	900	600	500	消火器		1					
		休憩室		テーブル	1	1,220		770		350		カラーボックス	1	440	220	700	2階 便所	洗濯機	2	500	500	850	
				食器棚	1	1,200		450		1,900		椅子（こども用）	3	300	300	400		外部	傘立て	2	1,000	300	650
				棚	1	450		300		900		踏み台	1	500	350	630			靴箱	1	1,600	200	1,100
				ロッカー室		ロッカー（4人用）		4	900	1,900		520	ベビーカー	4						靴箱	2	2,400	260
						キャビネット（スチール）		1	400	1,060	630	ストーブ	1										
						引き出し		1	570	1,180	420	靴箱	1	1,540	300	740			※残置物リストに記載されているもの以外についても、全て撤去とする。 ※家電リサイクル法対象品目については、適切に処理すること。（冷蔵庫・洗濯機・壁掛けエアコン等） ※廃棄物処理法に基づく一般廃棄物広域認定制度対象品（消火器）は適切に処理すること。				
保健室						ベビーベッド		1	1,400	800	1,200	靴箱（先生用）	1	640	260	1,250							
						机（スチール平机）	2	1,200	300	700	棚（木製）	1	600	700	1,800								
						机（スチール平机）	1	1,060	630	750	棚（木製）	1	1,900	700	1,300								
						椅子	1	660	500	900	棚（木製）	1	1,000	700	1,050								
		棚（スチール）	1			900	570	1,700	ロッカー（3人用）	1	900	520	1,800										
		棚（木製）	1			740	650	1,780	ロッカー（2人用）	1	620	520	1,800										
		引き出し	1			900	440	870	ロッカー（1人用）	1	450	520	1,800										
							冷蔵庫	1	550	570	1,580												
							棚（木製）	1	1,920	920	2,000												
							軽量ラック	1	1,200	400	1,800												
					椅子（事務用）	1	400	400	750														

記事	本リストの残置物は全て撤去とする。				年月日	工事名称	旧交野市立第1認定こども園解体工事	図面番号
								6/51

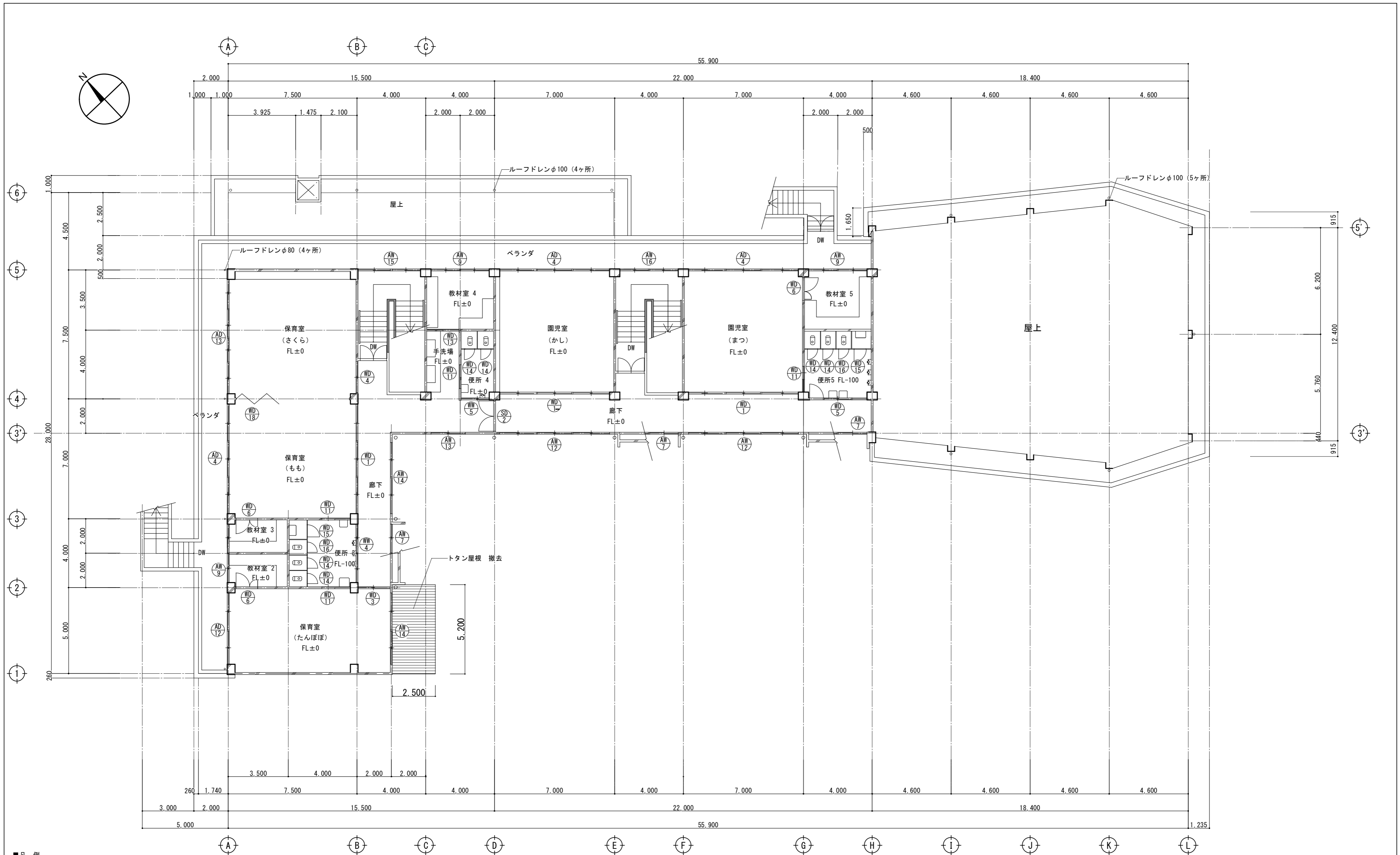


1階平面図 S=1/200

■凡例	
	コンクリート壁t120を示す。
	コンクリートブロック壁t100を示す。
	木壁t100を示す。

記 事	特記無き限り、全て解体とする。

年月日		工事名称	旧交野市立第1認定こども園解体工事	図面番号	A-07
縮尺	A3:1/200	図面名	1階平面図		7/51



- 凡例
- コンクリート壁t120を示す。
  - コンクリートブロック壁t100を示す。

2階平面図 S=1/200

記 事	特記無き限り、全て解体とする。			年月日	工事名称 旧交野市立第1認定こども園解体工事	図面番号 A-08